

○高山市地区公園条例

平成17年2月1日

条例第45号

改正 平成18年3月27日条例第38号

平成18年6月23日条例第4号

(一部未施行)

平成21年6月17日条例第4号

平成21年9月24日条例第6号

平成24年3月23日条例第25号

平成26年3月27日条例第18号

平成29年3月27日条例第27号

平成31年3月25日条例第29号

令和元年9月30日条例第14号

(設置)

第1条 本市は、市民の地域活動の場及びふれあいの場として、高山市地区公園（以下「地区公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地区公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第2条の2 次に掲げる地区公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 久々野ふるさと公園
- (2) 桜野公園
- (3) グリーンパークひろ野
- (4) 見学の丘
- (5) みはらし広場
- (6) 分水嶺公園
- (7) 位山遊びの散歩道
- (8) 位山スポーツ広場
- (9) 美女高原公園

(平21条例4・平28条例27・平30条例29・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第2条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年高山市条例第5号)並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、指定施設の管理を適正に行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第2条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定施設における第6条第1項第1号から第4号までに掲げる行為の許可、取消し、制限及び中止に関する業務
  - (2) 指定施設における第6条第1項第1号から第4号までに掲げる行為に係る使用料の徴収及び減免に関する業務
  - (3) 指定施設の維持管理に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (行為の禁止)

第3条 地区公園を使用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取若しくは損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (4) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (7) ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
- (8) たき火その他公園施設等に危険をおよぼすおそれのある行為をすること。
- (9) はり紙若しくは立て札をし、又は広告を表示すること。
- (10) 他人に迷惑をおよぼす行為をすること。
- (11) その他地区公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

第4条及び第5条 削除

(使用の許可)

第6条 地区公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(指定施設における第1号から第4号までに掲げる行為にあつては、指定管理者。第4項ただし書、第7条、第7条の2及び第11条を除き以下同じ。)の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
  - (3) 興業を行うこと。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
  - (5) 工作物その他の物件又は施設を設け地区公園を占有すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の地区公園の使用に支障をおよぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。ただし、指定管理者が許可を与える場合は、市長の承認を得なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による許可に際し、地区公園の管理上必要な範囲内で条件をつけることができる。
- 6 第1項第5号に係る許可の期間は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第4項の規定によるものとする。

(使用料)

- 第7条 前条の規定による許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を規則で定めるところにより納入しなければならない。ただし、指定施設における第6条第1項第1号から第4号までに掲げる行為に係る使用料については、同表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表第2に掲げる額の使用料に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。
- 4 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項又は第2項の使用料の全部又は一部を減免することができる。ただし、指定施設における第6条第1項第1号から第4号までに係る第1項又は第2項の使用料については、公益上その他市長が特別の理由があると認めるときは、指定管理者において、その全部又は一部を減免することができる。

(平25条例18・令元条例14・一部改正)

(使用料の収入)

第7条の2 市長は、指定管理者に指定施設における第6条第1項第1号から第4号までに掲げる行為に係る使用料を当該指定管理者の収入として收受させる。

(使用の禁止又は制限)

第8条 市長は、地区公園の損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められるとき又は地区公園に関する工事のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、地区公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(立入検査)

第9条 市長は、地区公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、この条例の規定による許可事項その他必要と認める事項について、報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは検査させることができる。

2 前項に規定する当該職員は、要求があるときはその身分を示す証票を提示しなければならない。

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは地区公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定による処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 地区公園に関する行為のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 地区公園の保全又は公衆の地区公園の使用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(損害の賠償)

第11条 地区公園を使用する者又は第6条の規定による許可を受けた者は、公園施設又は附属設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又は市が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、

その一部又は全部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条の規定による市長の命令に違反した者

第14条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前2条の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、丹生川村尾崎城公園設置及び管理に関する条例(平成15年丹生川村条例第10号)、グリーンパークひろ野公園設置及び管理に関する条例(平成16年丹生川村条例第26号)、荘川村北野農村公園設置及び管理に関する条例(平成10年荘川村条例第19号)、宮村山村広場の設置及び管理に関する条例(平成元年宮村条例第13号)、宮村公園の設置及び管理に関する条例(平成2年宮村条例第8号)、久々野町公園の設置及び管理に関する条例(平成13年久々野町条例第2号)、久々野町多目的広場設置及び管理に関する条例(平成5年久々野町条例第6号)、久々野町ふるさと伝承館の設置及び管理に関する条例(平成4年久々野町条例第30号)又は国府町農村公園の設置及び管理に関する条例(昭和54年国府町条例第22号)(以下「合併前の条例」という。)において使用又は占有の許可を受けた者はこの条例の規定により使用又は占有の許可を受けた者とみなし、当該許可に係る使用料及び占有料の額は、合併前の条例による許可期間に限り、合併前の条例に基づく使用料及び占有料の額とする。

附 則(平成18年3月27日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第6条の規定によりなされた占用の許可は、改正後の第6条の規定によりなされた使用の許可とみなす。

附 則 (平成18年6月23日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

[平成18年12月規則第42号により、平成19年4月1日から施行。ただし、くるま一と六厩公園、久々野ふるさと公園、女男滝公園、飛驒川河川公園、すずらん公園、諏訪の森、あさひふるさとの森及び鍋平園地に係る部分を除く。]

[平成20年1月規則第33号により、平成20年4月1日から施行。ただし、久々野ふるさと公園及び女男滝公園に係る部分に限る。]

(経過措置)

2 この条例の施行日前に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 改正後のそれぞれの条例における施設の使用等に係る料金の規定は、施行日以後の使用等に係る料金について適用し、同日前の使用等に係る料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 改正後のそれぞれの条例の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成21年6月17日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正は、規則で定める日から施行する。

[平成22年3月規則第31号により、平成22年4月1日から施行]

(経過措置)

2 改正後の第2条の2の規定により新たに指定管理者による管理が行われることとなる高山市地区公園(以下「新指定施設」という。)について改正後の第2条の2の規定の施行の日前に高山市地区公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後

の第2条の2の規定の施行の日以後に高山市地区公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 新指定施設に係る高山市地区公園条例第7条第1項ただし書の規定は、改正後の第2条の2の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 新指定施設の管理を指定管理者に行わせるための準備行為は、改正後の第2条の2の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成21年9月24日条例第6号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第25号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成24年5月規則第4号により、平成24年5月24日から施行]

附 則 (平成26年3月27日条例第18号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(道路占用許可等に係る使用料等に関する経過措置)

第7条 この条例第20条の規定による改正後の高山市道路占用料条例第2条第2項の規定、第22条の規定による改正後の高山市都市公園条例第11条第2項の規定、第23条の規定による改正後の高山市地区公園条例第7条第2項の規定及び第29条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例第6条第2項の規定は、施行日以後の占用許可等に係る使用料等について適用し、施行日前の占用許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

- 2 この条例第21条の規定による改正後の高山市法定外公共物の管理に関する条例の別表の規定は、施行日以後の使用等に対する使用料等について適用し、施行日前の使用等に対する使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月27日条例第27号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市地区公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市地区公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の高山市地区公園条例の規定により地区公園の管理を行うための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (令和元年9月30日条例第14号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(道路占用許可等に係る使用料等に関する経過措置)

第7条 第19条の規定による改正後の高山市道路占用料条例第2条第2項の規定、第21条の規定による改正後の高山市都市公園条例第11条第2項の規定、第23条の規定による改正後の高山市地区公園条例第7条第2項の規定及び第30条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例第6条第2項の規定は、施行日以後の占用許可等に係る使用料等について適用し、施行日前の占用許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

(平21条例4・平21条例6・平23条例25・一部改正)

名称	位置
尾崎城公園	高山市丹生川町町方1610番地
グリーンパークひろ野	高山市丹生川町細越713番地
見学の丘	高山市丹生川町北方2640番地2
みはらし広場	高山市丹生川町北方1315番地2
五味原ふるさと公園	高山市丹生川町折敷地3134番地1
桜つつみ公園	高山市清見町三日町318番地2
大谷しだれ桜公園	高山市清見町大谷379番地
北野農村公園	高山市荘川町惣則21番地1
くるまーと六厩公園	高山市荘川町六厩158番地3
荘川桜公園	高山市荘川町中野770番地1
臥龍公園	高山市一之宮町275番地1

一之宮ふれあい広場	高山市一之宮町224番地4
みずなしゆうあい広場	高山市一之宮町1195番地2
分水嶺公園	高山市一之宮町7846番地1
位山遊びの散歩道	高山市一之宮町7847番地1
位山スポーツ広場	高山市一之宮町7847番地1
位山さくらの森	高山市一之宮町7847番地1
一之宮駅前広場	高山市一之宮町343番地7
御旅公園	高山市一之宮町604番地1
桃源郷公園	高山市久々野町大西492番地
美女街道展望広場	高山市久々野町大西937番地2
あららぎ公園	高山市久々野町無数河3625番地1
久々野ふるさと公園	高山市久々野町無数河205番地
女男滝公園	高山市久々野町渚1068番地1
飛騨川河川公園	高山市久々野町久須母525番地
すずらん公園	高山市朝日町甲153番地1
諏訪の森	高山市朝日町上ヶ見423番地8
あさひふるさとの森	高山市朝日町小瀬ヶ洞737番地2
美女高原公園	高山市朝日町見座1358番地1
美人岩公園	高山市高根町上ヶ洞74番地6
たかねふれあい広場	高山市高根町上ヶ洞340番地
宇津江2・3区農村公園	高山市国府町宇津江2290番地5
宇津江農村公園	高山市国府町宇津江522番地3
三川農村公園	高山市国府町三川514番地1
村山農村公園	高山市国府町村山626番地1
三日町農村公園	高山市国府町三日町222番地
桜野公園	高山市国府町広瀬町510番地1
鍋平園地	高山市奥飛騨温泉郷神坂707番地41
たから流路工河川公園	高山市奥飛騨温泉郷栃尾324番地16

別表第2（第7条関係）

区分	単位	使用料（円）
----	----	--------

公園施設を設ける場合		1平方メートル1年		1,000
		1平方メートル1月		200
		1平方メートル1日		100
公園施設を管理する場合		1平方メートル1年		1,500
		1平方メートル1月		300
		1平方メートル1日		200
地区公園を 占用する場 合	電柱		1本1年	1,800
	電話柱		1本1年	1,100
	地下埋設物	外径が0.1メー トル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55
		外径が0.1メー トル以上0.15メ ートル未満のも の		82
		外径が0.15メー トル以上0.2メ ートル未満のも の		110
		外径が0.2メー トル以上0.4メ ートル未満のも の		220
		外径が0.4メー トル以上1メー トル未満のもの		550
		外径が1メー トル以上のもの		1,100
	変圧塔その他これに類するも の		1基1年	1,600
	工事用材料置場その他これに		1平方メートル1月	370

	類するもの		
	その他の占用	1平方メートル1日	37
地区公園に おいて行為 をする場合	販売、募金その他これらに類 する行為を行う場合	1人1日	200
	業として写真撮影を行う場合	1人1日	200
	業として映画撮影を行う場合	1件1日	4,000
	興業を行う場合	1件1日	6,000
	競技会、展示会、博覧会、集 会その他これらに類する行為 を行う場合	1平方メートル1日	10

#### 備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる長さに1メートルに満たない端数があるときは、その端数を1メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 使用料の額を算出する基礎となる期間に1月に満たない端数があるときは、その端数が15日以上あるときは1月分、15日に満たないときは半月分として計算する。
- 4 使用料の額を算出する基礎となる期間が1年に満たないときは、使用期間が開始し、又は終了する日の属する月を含めて月割で計算する。
- 5 電柱及び電話柱には、支線、支柱及び架空線が含まれるものとする。